

2015年の税法改正案のうちの主要内容

2015年8月26日

2015年8月6日に企画財政部が発表した2015年の税法改正案は、低成長からの脱皮や青年の雇用障壁の緩和などのために経済活力の向上と民生安定に力点を置き、公平課税と租税制度の合理化を推進するために経済活力の強化、民生安定、公平課税、租税制度の合理化を4つの基本方向として設定しました。

企画財政部は、今回の税法改正案を立法予告と部署協議、国务会議などを経て、9月11日までに国会に提出する計画です。発表された税法改正案のうち、日系企業に適用される可能性のある事項を一部抜粋してお送りいたします。

Ⅰ. 経済活力の強化

1. 青年雇用創出を支援

(1) 青年雇用増大税制を新設(租税特例制限法第29条の5 - 新設 -)

直前課税年度より多く雇用した青年正規職勤労者の数だけ税額を控除する青年雇用増大税制が新設されます。控除金額は、増えた青年正規職勤労者1人当たり500万円であり、大企業は1人当たり250万円の適用を受けます。全体の常時勤労者の増加人数を限度とし、現行の中小企業雇用増加の人数に対する社会保険料の税額控除(第30条の4)と同時に適用されます。すべての企業が適用対象ですが、消費性サービス業など、一部の業種は適用が除外されます。2015年12月31日が属する課税年度から2017年12月31日が属する課税年度分まで適用されます。

(2) 青年など、中小企業就職者に対する所得税減免を拡大(租税特例制限法第30条)

中小企業就職者に対する所得税減免制度の減免率が既存の50%から70%に増加し、控除限度は150万円が適用されます。当該中小企業が合併、分割などとなる場合にも適用を受けることができます。2016年1月1日以後に就職して支給を受ける所得分から適用され、適用期限は2018年12月31日までです。

(3) 小企業の判断基準を雇用親和的に改善(租税特例制限法施行令第6条)

中小企業特別税額減免の適用時、小企業判断基準から既存の常時勤労者基準は廃止し、業種別の売上高を基準に一元化されます。業種別の売上高基準は、製造業、電気・ガス・水道事業などは120億円、農業、鉱業、建設業などは80億円、卸・小売業、出版業などは50億円、専門・科学・技術サービス業などは30億円、宿泊・飲食業などは10億円などです。2016年1月1日以後に開始する課税年度から適用されます。

(4) 外国人投資の租税減免限度の算定時、雇用部分の割合を拡大(租税特例制限法第 121 条の 2 第 14 項) 外国人投資企業に対する所得税・法人税減免限度の算定時、雇用部分の割合を拡大して雇用創出誘引が強化されます。金額基準は、7 年型減免は外国人投資金額の 70%から 50%に、5 年型減免は外国人投資金額の 50%から 40%に変更されます。外国人投資金額の 20%限度で適用していた雇用基準は、7 年型減免は外国人投資金額の 40%、5 年型減免は外国人投資金額の 30%にそれぞれ緩和されます。2016 年 1 月 1 日以後の最初の出資分から適用されます。

2. 消費与件の改善

(1) デビットカード・現金領収証使用額の増加分に対する所得控除率を拡大(租税特例制限法第 126 条の 2)

2015 年 7 月 1 日以後に支出する分から 2016 年 12 月 31 日までに、2015 年クレジットカードなどの本人使用額が直前年度に比べて増加した場合で、2015 年下半年、2016 年上半年にデビットカード・現金領収証・在来市場・公共交通の本人使用額がそれぞれ 2014 年使用分の 50%より増加した金額に 50%の控除率を適用します。

(2) 文化接待費の損金算入特例を拡大(租税特例制限法第 136 条第 3 項、租税特例制限法施行令第 130 条)

文化接待費の損金算入限度が現行の一般接待費限度の 10%から 20%に拡大されます。また、取引先の職員などのために自ら開催する公演・文化芸術行事費、および文化部から後援など受ける取引先などの体育文化行事の支援金も文化接待費に含まれます。2016 年 1 月 1 日以後に開始する課税年度分から適用されます。

3. 輸出・投資の活性化

(1) 輸出中小企業の輸入付加価値税の納付猶予制度を新設(付加価値税法第 50 条の 2 - 新設 -)

一定の要件を満たす輸出中小企業(売上に対する輸出の割合などを勘案して施行令に規定する予定)は、財貨の輸入時、税関から付加価値税の納付猶予を受け、税務署に付加価値税申告時に納付猶予された税額と仕入税額控除額を相殺する精算を行います。2016 年 7 月 1 日以後に輸入する分から適用されます。

(2) 関税還付対象の輸出向け原材料の範囲を拡大(関税還付特例法第 9 条第 1 項、施行令第 9 条の 2 - 新設 -)

関税還付対象の輸出向け原材料に 3 年以内に輸入された輸出向けの原材料が追加されます。物品輸出などに長期間が所要される場合で、具体的な要件は施行令に規定します。適用時期は 2016 年 1 月 1 日以後に輸出する分から適用されます。

(3) 海外株式への投資専用ファンドの非課税特例を新設(租税特例制限法第 91 条の 17、租税特例制限法施行令第 93 条の 3 - 新設 -)

海外株式の売買・評価差益とこれによる為替差益に対する配当所得の非課税特例が新設されます。対象は海外上場株式に直・間接に 60%以上を投資する新規ファンドで、株式部分の利益を別途に区分することのできない域外ファンドを通じた投資は除外されます。払込限度は 1 人当たり 3 千万ウォンであり、2016 年 1 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日までに加入したファンドに限って適用し、税制特典期間は加入日から 10 年間です。

(4) 新成長動力産業・源泉技術の研究開発費の税額控除適用期限を延長(租税特例制限法第 10 条)

今年で終了時限が到来する新成長動力産業・源泉技術の研究開発費の税額控除適用期限が 2018 年 12 月 31 日まで延長されます。

(5) 工場自動化物品の関税減免拡大の適用期限を延長(関税規則第 46 条第 4 項)

今年で終了時限が到来する中小・中堅企業に対する工場自動化物品に対する関税減免期間が 2016 年 12 月 31 日まで、さらに 1 年延長されます。

(6) 環境汚染防止物品の関税減免の適用期限を延長(関税規則第 46 条第 4 項)

中小企業の環境汚染防止への投資支援のために環境汚染防止物品の関税減免の適用期限が 2017 年 12 月 31 日まで延長されます。

(7) 再生エネルギー生産用資機材の関税減免適用対象を拡大および適用期限を延長(租税特例制限法第 118 条第 1 項)

再生エネルギー生産用資機材の関税減免対象に電力系統の連携条件を改善するための資機材が追加されます。2016 年 1 月 1 日以後に輸入申告する分から適用され、適用期限は 2017 年 12 月 31 日です。

(8) 外国人投資履行の遅延防止制度を改善(租税特例制限法第 121 条の 2 第 13 項)

外国人投資履行を促進するために、出資はしたが租税減免決定通知日から 5 年以内に事業開始をしない場合、5 年となる日から事業開始をしたものと見なします。2016 年 1 月 1 日以後に租税減免を申請する分から適用されます。

II. 民生安定

1. 財産形成・住居安定を支援

(1) 個人総合資産管理口座(ISA)の課税特例を新設(租税特例制限法 - 新設 -)

※ 財形貯蓄・所得控除の長期ファンド(以下、「所長ファンド」)を統合設計(租税特例制限法第 91 条の 14、第 91 条の 16)

低金利時代に総合的な資産管理を通じた勤労者・自営業者の財産形成を支援するために、個人総合資産管理口座(ISA)の課税特例が新設されます。加入対象は直前年度の勤労所得または事業所得のある者で、直前年度の金融所得総合課税の対象者は除外されます。新規就職者などは加入年度に所得がある場合、源泉徴収確認書などによる確認を通じて加入を許容します。

税制支援は、口座から発生する損益を通算して満期引出の際に所得の 200 万円まで非課税とし、200 万円超過分に対しては 9%を分離課税します。払込限度は年 2 千万円であり、義務加入期間は 5 年です。青年または総給与が 2,500 万円以下の勤労者、または総合所得金額 1,600 万円以下の事業者の義務加入期間は 3 年です。義務加入期間の経過前に引出・解約時、減免税額を追徴します。

既存の財形貯蓄非課税特例および長期集合投資証券の課税特例(所長ファンド)は、来年から新規に加入することはできませんが、財形貯蓄、所長ファンドの既存加入者は ISA と年間払込限度を統合して管理します。2016 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までの加入分に限り適用します。

2. 中小・ベンチャー企業の勤労者を支援

(1) 中小企業の雇用増加人数に対する社会保険料の税額控除の適用期限を延長(租税特例制限法第 30 条の 4)

この税額控除制度は 2015 年 12 月 31 日に終了時限が到来しますが、中小企業の雇用負担軽減を通じた雇用拡大を誘導するために、2018 年 12 月 31 日まで延長されます。

III. 公平課税

1. 課税公平性の向上

(1) 業務用乗用車に関連する費用の課税合理化(法人税法施行令第 50 条第 1 項第 6 号 - 新設 -、第 106 条第 1 項、法人税法施行規則第 27 条の 2 - 新設 -、所得税法施行令第 61 条第 1 項)

業務用乗用車に関連する課税方式を合理化する方案が新設されます。適用対象車両は付加価値税法上、仕入税額の不控除対象乗用車で、軽自動車、ワゴン車、タクシーなどの営業用車両は除外されます。業務用乗用車の関連費用は減価償却費、賃借(リース)料、ガソリン代、保険料、修繕費、自動車税、通行料などです。

業務用乗用車に関連する費用の認定のためには一定要件が適用されます。例えば、役員および職員のみが運転可能な業務用の保険を加入(2016 年度のうち、保険更新時に加入が必要)したり、税務署に当該車両を業務用として申告するなどの要件が満たされなければなりません。

役員および職員専用の自動車保険加入などの一定要件を満たすと、乗用車関連費用の一定比率(例：50%)を認めますが、運行日誌などを通して追加の業務用使用比率が立証される場合、当該比率の分だけ認めます。一定要件が満たされ企業・事業者ロゴ(一定企画以上、脱付着式を除く)を付着した乗用車は費用を 100%認めます。役員および職員専用の自動車保険加入などの一定要件を満たせなかった乗用車の場合、法人は乗用車関連の費用全額を損金不算入とし、個人事業者は業務使用比率を立証した場合、一定金額を限度に使用比率の分だけ費用を認めます。

<車両に関連する費用認定可否の事例>

区分	ロゴ付着	保険加入などの一定要件	業務使用比率の立証	費用認定額
事例 1	○	○	×	100%
事例 2	×	○	○ (例：80%立証)	80%
事例 3	×	○	×	50%
事例 4	×	×	×	0%
事例 5	×	×	○ (例：80%立証)	法人：0%
				個人事業者 80%

法人所有の業務用乗用車の減価償却費など、関連費用が費用として認められず損金不算入となった金額は、帰属者に所得処分(帰属者が不明な場合、代表者に所得処分)します。

適用対象は、法人および複式簿記作成対象の個人事業者で、個人事業者の場合、2016 年は直前年度(2015 年)基準で誠実申告確認対象者のみに適用されます。法人・誠実申告確認対象者は 2016 年 1 月 1 日以後に開始する課税年度から適用され、複式簿記作成対象の個人事業者は 2017 年 1 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

(2) 譲渡所得税の課税対象の大株主範囲を拡大(所得税法施行令第 157 条第 4 項)

資本所得課税の実効性を高めるために、上場株式譲渡差益の課税対象の大株主の範囲が拡大されます。有価証券市場上場法人の株式は、現行の持分率 2%以上または時価総額 50 億ウォンから、持分率 1%以上または時価総額 25 億ウォン以上に変更されました。但し、コスダック市場は、現行の持分率 4%以上または時価総額 40 億ウォン以上から、持分率 2%以上または時価総額 20 億ウォン以上に変更されます。適用時期は 2016 年 4 月 1 日以後に譲渡する分から適用されます。

(3) 大株主株式の譲渡所得税率を単一化(所得税法第 104 条第 1 項)

資本所得の課税公平性を高めるために、大株主の株式譲渡所得税の税率を 20%に単一化します。中小企業の株式譲渡所得税の税率が現行の 10%から大株主 20%、その他株主 10%に変更されます。適用時期は 2016 年 1 月 1 日以後の譲渡分から適用されます。

(4) 輸出向け原材料の関税還付方法を合理化(関税還付特例法第 10 条第 4 項)

輸出向け原材料に対する関税還付制度の合理化のために、過大還付などの恐れによって関税還付対象の輸出向け原材料の物量を調整することのできる事由に、国内生産の原材料と輸入原材料が輸出物品と国内供給物品の生産過程に区分なく使用される場合が追加されます。2016 年 1 月 1 日以後の基礎原材料納税証明書の発給または輸出申告する分から適用されます。

(5) 申請人の帰責により品目分類の変更時、遡及適用(関税法第 86 条)

品目分類の決定に帰責のある者に対する制裁根拠を設けるために、関税庁長が既存の品目分類を変更する場合の効力発生時期に、虚偽の資料提出など、申請人に品目分類変更の帰責がある場合、申請人の通関物品に限って遡及適用するという条項が追加されます。適用時期は 2016 年 1 月 1 日以後に品目分類変更をする分から適用されます。

2. 非課税・減免制度を合理化

(1) 外貨獲得財貨・役務に対する付加価値税のゼロ税率適用方式を改善(付加価値税法施行令第 33 条)

国内・国外事業者間の課税公平性を高めるために、付加価値税のゼロ税率適用方式を改善します。現行の国内で非居住者・外国法人に供給する外貨獲得財貨・役務の中で専門サービス業、事業支援サービス業に対して、当該外国で非居住者などに対する税制特典を韓国の居住者などに同様に付与する場合に適用する相互主義に転換します。適用時期は 2016 年 7 月 1 日以後に供給する分から適用されます。

3. 税源透明性の向上

(1) 多国籍企業の国際取引情報の提出義務を追加(国際租税に関する法律第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、国際租税に関する法律施行令第 19 条第 1 項)

多国籍企業の移転価格管理の強化のために、一定取引および資産の規模が一定以上(具体的な要件は施行令で定める)の内国法人および国内事業場のある外国法人に国際取引に対する情報提出義務が追加されます。

国際取引に対する提出書類は、既存の国際取引明細書に国際取引情報統合報告書(多国籍企業の経営情報および移転価格関連の取引現況など)が追加されます。法人税申告期限までに提出しなければならず、提出しないときは 1 千万ウォン以下の過料が賦課されます。その他に提出方法、作成言語などは国際取引明細書の規定を準用します。2016 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

<国際取引明細書と国際取引情報統合報告書の比較>

書式		主要内容
国際取引 明細書		納税者と取引相手の商号および法人名、事業者登録番号、所在地(住所)、代表者、業種、事業年度および課税期間、国外特殊関係人との取引金額など
国際取引 情報 統合 報告書	報告書Ⅰ (マスターファイル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多国籍企業の全体の法的所有構造および子会社・事務所の地理的位置 ・ グループ売上5%に達する上位5つの財貨またはサービスの詳細内訳 ・ 重要な事業構造の再編取引、持分取得、企業売却などに関する説明など
	報告書Ⅱ (ローカルファイル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地法人の事業および事業戦略に対する詳細な説明 ・ 主要特殊関係に対する説明とかかる取引が発生する状況 ・ 特殊関係取引の類型別に関連する関係企業のリストおよび各企業別の関係表示など

(2) 国内派遣の高所得勤労者から勤労の提供を受ける内国法人に対する源泉徴収義務を新設(所得税法第156条の7 - 新設 -)

国内派遣勤労者の勤労所得に対する管理強化のために、国外にある非居住者・外国法人から勤労所得の支払を受ける者の所得税申告・納付方法に高所得派遣勤労者を使用する内国法人に源泉徴収義務を制限的に付与します。

源泉徴収対象金額は、役務対価(勤労対価が確認される場合には、確認された勤労対価)であり、源泉徴収率は17%とし、使用内国法人が派遣外国法人に役務対価を支払うとき源泉徴収するようにします。勤労者を国内に派遣する外国法人は、年末調整時に税務署長に還付申請をすることとし、2016年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

IV. 租税制度の合理化

1. 納税者の権益保護を強化

(1) 国税・地方所得税の課税標準の決定・更正および税務調査の一元化(国税と地方税の調整などに関する法律第6条・第7条)

納税者の納税協力負担および税務調査負担の緩和のために国税と地方所得税の課税標準を共有する案が新設されます。自治体の長は、国税庁長が定める所得税・法人税の課税標準によって、地方所得税の課税標準を決定・更正します。重複税務調査の禁止のために、国税・地方所得税の課税標準算定に

関連する税務調査は国税庁に一元化され、2016年1月1日以後に決定、更正、税務調査する分から適用されます。

2. 税負担の水準の合理化など、その他制度を改善

(1) 繰越欠損金の年間控除限度を新設(法人税法第13条)

繰越欠損金の控除制度の合理化のために、繰越欠損金の年間控除限度を新設します。一般企業の場合、当該年度所得の80%、中小企業は当該年度所得の100%(現行維持)とします。裁判所の決定による更生計画を履行中の企業、構造改革促進法上の経営正常化計画を履行中の企業、債権金融会社との協約による経営正常化計画を履行中の企業は、繰越欠損金を当該年度所得の100%を控除するようにし、限度適用対象から除外することにします。2016年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(2) 研究・人材開発費の税額控除の人件費控除対象を調整(租税特例制限法施行令別表6)

現行の研究・人材開発費の税額控除対象の研究専従要員、研究補助員、研究管理職員の人件費のうち、研究管理職員の人件費が税額控除対象から除外されます。2016年1月1日以後に開始する課税年度分から適用されます。

(3) 外国人投資企業に対する内国人などの迂回投資防止を強化(租税特例制限法第121条の2第11項)

海外迂回投資を通じた不当な租税減免を防止するために、迂回投資減免排除対象を強化します。内国人の持分率要件を現行の10%から5%に強化し、実質的影響力の行使要件を追加します。2016年1月1日以後に開始する課税年度から適用されます。

- 以上 -